

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-1(政策1-施策①))

施策名	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用〔政策1. 適正な公文書管理の実施〕					
施策の概要	行政機関において公文書等の管理に関する法律(以下「法」という。)に基づく適正な文書管理がなされるとともに、歴史資料として重要な公文書その他の文書(歴史公文書等)の確実な移管がなされるよう、公文書管理制度の適正かつ円滑な運用を図る。					
達成すべき目標	公文書管理制度の推進により、行政文書等の適正な管理を図るとともに、公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	91,324	70,505	19,934	18,884
		補正予算(b)	△23,973	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	67,351	70,505	19,934	
執行額(千円)	44,854	43,381				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	基準値	施策の進捗状況(実績)		目標値
		23年度		24、25年度
行政機関において管理する行政文書ファイル等の移管又は廃棄の措置(レコードスケジュール)の設定状況 →当該年度末時点において管理する全行政文書ファイル等のうち、レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等数の割合(%)。	— (法は平成23年度から施行のため)	【レコードスケジュール早期設定の促進】 行政機関に対して内閣府大臣官房公文書管理課長通知を发出し、法施行後に新たに作成・取得する行政文書ファイル等については、作成・取得したタイミングにおいてレコードスケジュールを順次付与することを基本とし、法施行前に作成・取得したものについては、保存期間満了に近いものから計画的に進めていくことを要請するとともに、レコードスケジュール設定状況について内閣府に報告を求めるとした。また、行政機関の職員を対象とした研修では早期設定の重要性を説明するなど、早期設定の定着に向けた取組を実施。 【設定状況の調査を実施】 平成23年度末時点において管理する全行政文書ファイル等のうちレコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等数について、行政文書管理状況報告(各行政機関が作成し内閣府に報告)事項に盛り込んだ調査を実施(平成24年3月28日)。		設定割合対前年度比増
年度ごとの目標値		レコードスケジュール早期設定の促進、設定状況の調査を実施		

目標の達成状況	公文書管理課長通知の送付により、行政機関に対してレコードスケジュールの付与のタイミングを示すことにより、早期設定の促進に努めた。また、設定状況を内閣府への報告事項に盛り込んだ調査を実施した。
施策に関する評価結果 目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 レコードスケジュールの早期設定を促進する取組の実施や設定状況を内閣府への報告事項とすることは、早期設定の定着を促すことになり、行政文書ファイル等を熟知した作成者(取得者)が歴史資料として重要な文書であるか否かの評価・選別に関与することができるなどにより、行政文書等の誤廃棄の防止等行政機関における適正な文書管理を行うことにつながる。また歴史公文書等(歴史資料として重要な公文書その他の文書)の確実な移管に資することとなり、公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を図るという目標に進展をもたらすものと考えられる。 【今後の方向性】 本年度は法施行初年度であるため、行政機関に対し、レコードスケジュール早期設定の推進と設定状況の調査を実施することを目標とし、24年度以降は行政機関において管理する行政文書ファイル等のうちレコードスケジュールの設定を行ったものの数の割合について、23年度の実績値を踏まえ、対前年度比で増加すべきものとして目標を設定しているところ。早期設定を着実に定着させるため、引き続き周知を図るとともに、行政文書管理状況報告の取りまとめを通じて行政機関における文書管理状況の精査、検討、分析を行い、適正文書管理の確保に取り組んでまいりたい。

学識経験を有する者の知見の活用	行政機関から提出された行政文書管理状況報告の概要を取りまとめ、公文書管理委員会に報告を行い、公文書管理法の運用状況について点検を行う予定である。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	大臣官房公文書管理課	作成責任者名	公文書管理課長 小林 真一郎	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	------------	--------	-------------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-2(政策2-施策①))

施策名	重要施策に関する広報〔政策2. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進〕					
施策の概要	政府の重要施策に関する広報においては、各々のテーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮して実施している。					
達成すべき目標	政府の重要施策に関し、その背景、内容等について広報を実施し、国民の理解と協力を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	8,834,935	4,773,400	4,425,625	4,155,719
		補正予算(b)	454,775	0	791,611	0
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	9,289,710	4,773,400		
執行額(千円)	8,243,357	4,784,020				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	重要施策に関する広報理解度	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		—	—	86%	91%	90%	74%	80%
	年度ごとの目標値	—	60%	70%	75%	80%	—	
	重要施策に関する広報満足度	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		—	—	69%	83%	82%	59%	70%
	年度ごとの目標値	—	60%	60%	65%	70%	—	
重要施策に関する広報国民からの反響やその後の行動意識変容等の把握・分析	—	施策の進捗状況(実績)					目標	
	—	幾つかのテーマで実施したアンケート調査において、広告物に接触した後の行動意識変容について把握するための質問を設けた。今後、その回答内容についての分析を試行的に実施。					24年度 試行的実施	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	アンケート調査を行った結果、実施した広報に対する理解度の平均値は74%、満足度(=広告物自体のクオリティ)の平均値は59%のため、いずれの測定指標についても目標値を下回る結果となった。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標達成状況の検証】</p> <p>平成23年度は、効果的な広報を実施するため、政府として戦略的・一体的に取り組むべき広報テーマを官邸主導で決定するとともに、契約方式を従来の媒体別からテーマ別に見直し、テレビやラジオ、新聞等のクロスメディアによる広報の実施に取り組んだ。その中で、今回は広報内容が広範な分野に及ぶテーマや、段階的に国民の理解を深めていくテーマを調査対象として多く取り上げたため、平均値としては、目標値を下回ったものと考えられる。しかし、テーマによっては実績値が測定指標の目標値を上回っている調査結果もあった。今後、広報内容が広範囲に渡るテーマや理解を深めてもらうテーマについてより詳しい情報の掲載、その蓄積が可能なWEBサイトの有効活用とテーマ別のクロスメディア広報に相応する新たな測定指標の検討が課題と考える。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>平成24年度は、WEBサイト(政府広報オンライン等)を有効活用し、WEBと他の媒体とのクロスメディアにより、さらに効果的な広報の実施を目指すとともに、個々の広報が政府広報全体として一体感を持てるよう広報戦略の検討を進める。また、専門家の知見を活用しつつ、新たな測定指標の検討を進める。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	「政府広報オンライン(WEBサイト)を有効活用し、クロスメディアによる効果的な広報の実施を目指すと同時に、より一体感のある広報戦略の立案、実施を行う」ことについてご意見を聞くため、政府広報アドバイザーに新たにWEBの専門家や広報戦略の専門家等を加え、意見交換を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成23年度広報効果測定結果一覧(資料1)
---------------------------	-----------------------

担当部局名	大臣官房政府広報室	作成責任者名	参事官 林 幸宏	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	-----------	--------	-------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-3(政策2-施策②))

施策名	世論の調査〔政策2. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進〕					
施策の概要	世論調査の実施により、国民の基本的な意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表し、国政モニター制度により、政府の重要政策等に対する一般国民からの幅広い意見、要望などを聴取し、政府施策の企画立案等に資する。					
達成すべき目標	広聴活動により把握した意識、意見、要望等の、政府施策の企画立案作業等への反映を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	216,550	204,228	173,930	158,451
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	216,550	204,228		
執行額(千円)	170,583	158,212				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	世論調査結果の各府省の審議会、白書などでの利活用度	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
		—	—	24	23	23	10(P)	—
	年度ごとの目標値		—	当該年度調査件数(20)以上	当該年度調査件数(19)以上	当該年度調査件数(18)以上	当該年度調査件数(6)以上	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>目標以上の成果を達成できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世論調査結果の各府省の審議会、白書などでの利活用度の実績値[※]は、10件(P)であり、当該年度調査件数(6)を上回っている。 <p>※実績値は、結果を引用し、議論や分析などが行われた審議会、白書などの件数を調査ごとに足し合わせたものである。 ただし、件数は、同種の審議会、白書などにおいて複数の利活用があっても、1件としてカウントしている。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>世論調査の結果は、各府省において審議会、白書等で活用されており、それぞれの政策の企画立案作業等の基礎資料として有効に機能していると考えられる。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>〈世論調査〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政の透明性や国民に対する説明責任が強く求められる中、政府が国民や社会のニーズを反映した政策を企画立案するに当たり、国民世論の動向を把握することは不可欠であるため、引き続き、公正中立な調査票を用いた、適切な調査実施に努める。 また、関係府省以外の府省や国民による利用実績や意見・要望を踏まえ、更なる利用の促進を図るため、属性別の時系列データ整備等について検討を行う。 <p>〈広聴活動等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事業レビューでの指摘を踏まえ、インターネットを利用した国政モニター制度のシステム構築を行った。平成24年度から運用する。 国民との対話については、これまでの開催実績を踏まえ、平成23年度から予算を大幅に削減したところである。本件の実施については、その時々の内閣の判断によるものであるため、事業は継続する。

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	世論調査(平成23年度実施)の各府省での活用状況(資料2)
---------------------------	-------------------------------

担当部局名	大臣官房政府広報室	作成責任者名	参事官 岡田 恵子	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	-----------	--------	--------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-4(政策3-施策①))

施策名	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理〔政策3. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進〕					
施策の概要	<p>第二次世界大戦中、旧日本軍によって中国に遺棄された化学兵器(毒ガス兵器)について、化学兵器禁止条約(1995年批准、1997年発効)に基づき、日本は「遺棄締約国」として、中国における日本の遺棄化学兵器を廃棄する義務を負うこととなった。</p> <p>平成11(1999)年3月に、「遺棄化学兵器問題に対する取組について」が閣議決定され、それに基づき、同年4月に遺棄化学兵器処理担当室が総理府(現内閣府)に設置された。また、同年7月、日中間で覚書を締結し、環境と安全を最も優先しつつ、中国国内で廃棄を行うこと等を確認している。</p>					
達成すべき目標	旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理を着実にを行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	13,922,298	18,361,707	21,922,386	20,786,997
		補正予算(b)	△ 2,463,279	△ 4,927,517	△ 2,927,153	
		繰越し等(c)	2,477,588	5,790,149	3,818,093	
		合計(a+b+c)	13,936,607	19,224,339	22,813,326	
執行額(千円)	6,651,350	13,595,141				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	平成23年2月23日 第177回国会内閣委員会 玄葉大臣所信表明演説(関係部分) 「中国における遺棄化学兵器処理については、引き続き事業を推進してまいります。」					

測定指標	各年度の遺棄化学兵器廃棄処理計画数(又は発掘・回収対象面積)に対して実施した割合	基準値	実績値					目標値
		-	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		-	48.7%	100%	87.7%	100%	100%	-
	年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%	
	会議等における日本側の取組に対する中国側の評価	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		-	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
-		肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	-	
年度ごとの目標値		肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>南京市及びその周辺で発掘・回収し保管してきた砲弾(約36,000発)の処理を、平成22年度に開始した後23年度も着実に進めた。</p> <p>平成24年1月の内閣府副大臣の訪中における意見交換で、中国政府関係者から日中両国は遺棄化学兵器処理の面で良好な協力関係を保ち大きな成果を上げていると述べた上で、処理を加速するよう要望があった。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>当事業は、化学兵器禁止条約上の義務であり、人の安全を確保し環境を保護することを最も優先させつつ、中国側の協力を得ながらすすめることとなっており、平成23年度についても、中国側と緊密に連携をとりながら、当初の予定どおり安全に事業を実施できた。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後、中国南部地域に続き北部地域でも廃棄処理作業が本格化することから、これまでの知見・ノウハウを活かし、知見のある人材の積極的な活用等を通じて、引き続き中国側と緊密な連携をとりながら、「安全かつ確実な化学兵器禁止条約の履行」という課題に取り組むことを考えている。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	第8回遺棄化学兵器処理事業に関する有識者会議(平成23年10月17日開催)において委員から「ドラム缶の処理は前例がないので慎重に検討してほしい。」との発言があった。爆破実験(平成24年1月11日実施)には同委員に立会いを依頼し、安全対策・汚染拡大防止について助言を得た。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○遺棄化学兵器処理担当室ホームページ「有識者会議資料」(http://www.cao.go.jp/acw)
---------------------------	--

担当部局名	遺棄化学兵器処理担当室	作成責任者名	参事官(総括) 本田 晃一	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	-------------	--------	------------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-5(政策4-施策①))

施策名	政府調達に係る苦情処理についての周知・広報〔政策4. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	政府調達苦情処理体制は、WTOの「政府調達協定」に基づいて閣議決定により整備され、内外無差別の原則の下、政府調達手続きの透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図ることを目的としている。具体的には、苦情の申立てに応じて政府調達苦情検討委員会を開催し、政府調達協定等に基づいて苦情の検討を行う。 本施策は、上述の我が国の政府調達苦情処理手続きについて、関係省庁や大使館で開催される政府調達セミナー等においてパンフレットを配布すること等により、制度の周知を図るとともに、ホームページにおいて、苦情処理体制・制度の内容や委員会における苦情申立ての検討結果等を公表している。					
達成すべき目標	政府調達苦情申立てに対して適切に対応するとともに、政府調達セミナー等を通じて積極的に制度周知を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	5,536	4,494	3,658	3,374
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	5,536	4,494	3,658	
執行額(千円)	129	1,109				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	HPへのアクセス件数※	基準値	実績値					目標値
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
		8,182件	8,182件	15,463件	21年4月～6月=3,147件 7月～22年3月=65,889件	78,339件	45,378件	—
	年度ごとの目標値		前年比増	前年比増	前年比増	年間88,000件以上	年間80,000件以上	
※2011年1月よりログの取得方法の変更(内閣府等からのアクセスの排除)が行われたため、平成23年度のアクセス件数についてはそれ以前の年度と単純に比較することはできない。								

施策に関する評価結果	目標の達成状況	苦情申立に対し適切に対応し、制度周知に関しても積極的に行った。 HPのアクセス件数について、平成23年度の目標値は、前年度のアクセス件数を基に設定したが、平成23年1月の内閣府ホームページにおける新ウェブサーバ(内閣府本府共通Webシステム)への切り替え作業に伴いアクセスログ解析方式が改訂されたため、昨年度までのアクセス件数結果と大きな違いが生じ、単純に年間アクセス80,000件以上という目標値と比較することは困難である。(参考:アクセスログ解析方式改訂後のアクセス件数(平成23年1月～3月)は、12,095件)
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 平成23年度においては、平成23年5月に1件の苦情申立てがあった。委員会は処理手続きに従って適切に本件申立てを受理・検討し、報告書について、苦情の内容、処理に当たったの考え方を明確に公表した。 今後HPへのアクセス件数については、アクセスログ解析方式の改訂を踏まえた数値を目標値に設定する。 【今後の方向性】 引き続き、苦情申立てに対して適切に対応する。制度の周知に関し、政府調達セミナー等を通じて積極的に制度の周知を行うとともに、HPの英訳ページの更新等のHP改善を行い、さらなる周知を図る。

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・政府調達苦情処理体制(CHANS)ホームページ http://www5.cao.go.jp/access/japan/chans_main_j.html ・「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日政府調達苦情処理推進会議議長決定)
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(企画担当) 諏訪園貞明	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	-----------------	--------	-----------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-6(政策4-施策②))

施策名	対日直接投資の推進〔政策4. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」(平成23年12月16日アジア拠点化・対日投資会議決定)に基づき、対日投資の促進を目指し、世界レベルで魅力ある事業・生活環境の整備を進めていく。					
達成すべき目標	「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」の策定など、対日直接投資を推進するための関係府省庁の総合調整を行う。内閣府としては、本プログラムの対外的な広報の一環として、地方シンポジウム等を通じた施策の周知・広報を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	43,523	22,512	9,654	8,573
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	43,523	22,512	9,654	
執行額(千円)	1,479	1,557	1,492			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定) 「日本国内投資促進プログラム」(平成22年11月29日国内投資促進円卓会議決定) 「日本再生のための戦略に向けて」(平成23年8月5日閣議決定) 「円高への総合的対応策」(平成23年10月21日閣議決定) 「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」(平成23年12月16日アジア拠点化・対日投資促進会議決定) 「日本再生の基本方針」(平成23年12月24日閣議決定)					

測定指標	地方シンポジウムにおけるアンケートの肯定的な評価の割合	基準値	実績値					目標値
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		62%				62%	-	-
	年度ごとの目標値					70%		
	「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」の策定		施策の進捗状況(実績)					目標
		「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」を平成23年12月16日にとりまとめ。					-	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	・地方シンポジウムについては、「開かれた復興」に資するものとして、復興庁・外務省・経済産業省・JETROと共催で、平成24年3月23日に「復興特区等に関する外資系企業・在京外交団への説明会」を開催した。 ・「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」を平成23年12月16日に策定したので目標を達成した。
	目標期間終了時点の総括	・地方シンポジウムについて、「開かれた復興」に資するものとして、復興庁・外務省・経済産業省・JETROと共催で開催した。関係者が多岐に渡ることもあり、アンケートは行っていないものの「このような機会をまた設けて欲しい」といった肯定的な評価が多く、肯定的でない評価は確認できなかった。なお、地方シンポジウムについては、平成24年度も、「開かれた復興」に重点化して継続して取り組むこととしており、まずは8月に開催し、被災地への直接投資をアピールし、復興に資する対日投資の促進を図ってまいりたい。 【今後の方向性】 ・「アジア拠点化・対日投資促進会議第三回会合」(平成24年6月22日)において、対日直接投資倍増目標を設定した。この目標は、対日直接投資残高について、2011年末時点で約17.5兆円のところ、2020年末に35兆円まで拡大していくものである。なお、対日投資の実態をきめ細やかに捉えるために補完指標を設定し、この目標の達成状況を多角的に確認していく。 ・今後、毎年年初に「アジア拠点化・対日投資促進会議」(議長:大串内閣府大臣政務官、構成員:関係府省庁政務官級)を開催し、フォローアップを行い、PDCAサイクルを行う。

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	内閣府対日直接投資総合案内窓口HP: http://www.invest-japan.go.jp/index.html アジア拠点化・対日投資促進プログラム http://www.invest-japan.go.jp/program/index.html 復興庁「復興特区等に関する外資系企業・在京外交団への説明会」HP: http://www.reconstruction.go.jp/english/topics/2012/03/000664.html
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(産業・雇用担当)高橋淳	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	-----------------	--------	-----------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-7(政策4-施策③))

施策名	緊急雇用対策の実施〔政策4. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	<p>・地域社会雇用創造事業及び復興支援型地域社会雇用創造事業として、以下の2事業を行う。</p> <p>(1) 社会起業インキュベーション事業 地域社会の課題を解決する新規性のある事業を行う社会的企業の創業・事業化を通じて、「地域社会雇用」を創造する。このため、社会起業プラン・コンペティションを通じて起業支援対象者を選定し、社会的企業の立ち上げを支援する。</p> <p>(2) 社会的企業人材創出・インターンシップ事業 社会的企業分野におけるインターンシップを含めた人材育成を行う。</p> <p>・実践キャリア・アップ戦略を推進するため、以下の事業を行う。</p> <p>(1) 実践キャリア・アップ事業 平成24年度から、復興に役立つ人材として、介護、省エネ等及び食の6次産業化を担う人材の育成プログラムを認証するとともに、実践的な職業能力を評価してキャリア段位(レベル)の認定を行うこととしている。このため、23年度には、制度説明会の実施、パンフレットの作成等の普及啓発活動を行う。</p>					
達成すべき目標	<p>・社会的企業の創業および社会的企業人材の創出を支援する等の事業を実施し、地域社会における事業と雇用を加速的に創造することを目的とする。</p> <p>・実践キャリア・アップ戦略について、24年度から実践的な職業能力評価及び育成プログラムの整備等を被災地において先行的、重点的に実施することとしているところ、制度の普及啓発を進め、24年度からの円滑な制度の立ち上げに資することを目的とする。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	0	0	0	0
		補正予算(b)	7,000,000	0	3,238,000	0
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	7,000,000	0	3,238,000	
執行額(千円)	7,000,000	0				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>「緊急雇用対策」(平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定) 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定) 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部) 「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定)</p>					

測定指標	社会起業インキュベーション事業による起業支援者数	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度
		—	—	—	—	959	—	800
	年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	—	/
	社会的企業人材創出・インターンシップ事業による研修受講者数	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度
		—	—	—	—	13,050	—	12,000
	年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	—	/
	復興支援型社会起業インキュベーション事業による起業支援者数	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		—	—	—	—	—	—	600
	年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	—	/
	復興支援型社会的企業人材創出・インターンシップ事業による研修受講者数	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		—	—	—	—	—	—	2,000
	年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	—	/
	実践キャリア・アップ戦略の周知パンフレットを手にとってくれた方の人数(説明会での受取、ラック等からのピック・アップ、周知活動を通じた頒布等)	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
—		—	—	—	—	48,597	—	
年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	48,500	/	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会雇用創造事業 目標としていた起業支援者数、研修受講者数を超えて事業を行った。 ・復興支援型地域社会雇用創造事業 平成23年度中に基金設置法人を選定し、事業実施主体である12事業者(民間事業者)を選定。目標達成に向けて、被災地の復興に資する起業と雇用を創造していく。 ・実践キャリア・アップ事業 実践キャリア・アップ戦略の周知パンフレットについて、目標人数を超える方々に配布した。
	目標期間終了時点の総括	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会雇用創造事業 【目標の達成状況の検証】 事業目標を達成した。なお、起業率は、90%を超えている。 【今後の方向性】 地域社会雇用創造事業における各事業者の東日本大震災への対応状況や地域社会雇用創造事業の知見も踏まえて、被災地の復興に資するものとして、平成24年度に復興支援型地域社会雇用創造事業を実施する。 ・復興支援型地域社会雇用創造事業 【目標の達成状況の検証】 事業実施主体である事業者(民間事業者)を選定し、事業を開始したところ。 【今後の方向性】 平成24年度末まで事業を着実に進める。 ・実践キャリア・アップ事業 【目標の達成状況の検証】 実践キャリア・アップ戦略の周知パンフレットの配布等を通じ、効率的に制度の普及啓発活動を行った。 【今後の方向性】 平成24年度からのレベル(キャリア段位)認定制度の立ち上げに資するよう、引き続き、さらなる制度の周知広報を行う。

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会雇用創造事業及び復興支援型地域社会雇用創造事業 学識経験を有する者を含む外部有識者による選定評価委員会において事業者の選定及び事業の進捗評価を行っている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会雇用創造事業、地域社会雇用創造事業事業概要及び復興支援型地域社会雇用創造事業ホームページ http://www.chiikisyakai-koyou.jp/ http://www.chiikisyakai-koyou.jp/outline/ http://fukkou.chiikisyakai-koyou.jp/ ・実践キャリア・アップ戦略ホームページ http://www5.cao.go.jp/keizai1/jissen-cu/jissen-cu.html
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(産業・雇用担当)高橋 淳	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	-----------------	--------	------------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-8(政策4-施策④))

施策名	道州制特区の推進[政策4. 経済財政政策の推進]					
施策の概要	道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体(現在は北海道のみ)からの提案を踏まえ、国からの事務・事業の移譲等を進めていく仕組み。					
達成すべき目標	道州制特区の着実な推進により、関係行政機関との連携を深め、実施状況調査等を行い、道州制導入に向けた国民的な論議の進展を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	5,536	5,342	1,585	1,591
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	5,536	5,342	1,585	
執行額(千円)	731	427				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	第177回国会施政方針演説	平成23年1月24日	「国づくりの三つの理念を推進する土台、それが、内閣の大方針である地域主権改革の推進です。」			
	第180回国会施政方針演説	平成24年1月24日	「ふるさとが復興する具体的な未来図を描くのは、他ならぬ住民の皆様自身です。地域のことは地域で決める、という地域主権の理念が、今ほど試されている時はありません。」			

測定指標	国から権限移譲された事務・事業の合計(累計)件数	基準値	実績値					目標値
		23年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		10	5	6	7	10	10	10以上
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	北海道道州制特別区域計画に盛り込まれた事務・事業のフォローアップ	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		23年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
実施		実施	実施	実施	実施	実施	実施	
年度ごとの目標値			-	-	-	実施	実施	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○「フォローアップの実施」については、北海道に移譲した事務・事業等について、北海道及び所管省庁に対して調査を行い、適切に実施されているかを確認し、目標を達成した。</p> <p>○平成23年10月に北海道から提出された第5次提案を踏まえ、政府が講じる措置の追加等を行うため、「道州制特別区域基本方針」の変更について閣議決定(H24.2.10)を行った。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>北海道からの提案に基づき国として適宜対応しているところ。</p> <p>道州制特別区域基本方針では、計画期間を平成19年度から平成23年度と定めており、その満了時には広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置を継続する必要性その他の評価を行うこととされている。その評価によると、例えば、権限移譲が一部にとどまる場合には、二重行政が解消されないといった課題もあるものの、事務・事業の移譲によって、より適切で効率的な事務執行や、利用者・地域住民の利便性の向上など、前向きな成果が出ているとされている。この評価等を総合的に踏まえ計画期間を平成27年度末まで延長することとしたところ。</p> <p>今後も関係行政機関との連携を深め、道州制特区の推進を図る。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>○今後も北海道が権限移譲等の提案をスムーズに行えるよう、北海道をはじめとする関係行政機関との連携をさらに深める。</p> <p>○移譲事業等の進捗状況を適切に調査し、フォローアップすることで、事業の効果や影響の検証・課題の把握を行い、広域行政の一層の推進を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○「広域行政の推進の評価」(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/doushuu/siryoushu.html)
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(地域・企業担当) 鶴田 晋幸	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	-----------------	--------	--------------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-9(政策4-施策⑤))

施策名	民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)[政策4. 経済財政政策の推進]					
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 民間資金等活用事業の推進を図るため、民間資金等活用事業に関する情報収集、整理、提供を定期的に実施。 PFI法では少なくとも3年ごとに特定事業の実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずるとされているため、実施状況や検討に必要な調査等を実施。平成22年に民間資金等活用事業推進委員会が公表した「中間的取りまとめ」に示された「地方公共団体への支援体制の充実などPFI制度の拡充」についての必要な措置等を実施。 					
達成すべき目標	民間資金等活用事業推進委員会が平成22年5月25日に公表した「中間的取りまとめ」において指摘された課題に対応し、PFIの一層の推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	28,924	73,189	47,238	42,518
		補正予算(b)			76,065	583,470
		繰越し等(c)				
		合計(a+b+c)	28,924	73,189		
執行額(千円)	11,216	41,471				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第178回国会 野田総理大臣所信表明演説	平成23年9月13日	平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」の実現を加速する。 ※「新成長戦略2011」のなかで、施策に関係する「PFI制度の拡充」について定められている。			

測定指標	「中間的とりまとめ」で指摘された課題に関する施策の推進		施策の進捗状況(実績)	目標
			達成に向けて進展が見られた。	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	「中間的取りまとめ」において指摘された課題に対応し、PFIの一層の推進を図るという施策の目標に進展が見られた。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】PFIは厳しい財政的制約の中で、必要な社会資本整備や維持・更新を効率的に実施して、日本の成長を支えていくための重要な手法として位置づけられている。しかし、これまでは必ずしもPFIが有効に活用されてきたとは言えない面もあり、民間の創意工夫、ノウハウを十分に活用しきれていない現状があって、国民に対して低廉かつ良好なサービスが提供されることを旨とするPFI法の基本理念が必ずしも十分に実現されているとはいえない。このような「中間的取りまとめ」において指摘された問題点や課題に対応し、PFIのより一層の推進を図るために、PFI法改正法の施行及び関係政令、府令、基本方針の策定を行い、PFI対象施設の拡大や民間事業者による提案制度の実現、コンセッション方式の導入等、幅広い分野でのPFIの活用や民間のアイデアの更なる活用、利用者ニーズを反映したサービスの提供を可能とした。また、資金調達環境整備を図るためインフラファンドの設立を内容としたPFI法改正法案を、閣議決定し、国会に提出した。さらに地方公共団体への支援体制の拡充策として、PFI専門家派遣制度を開始した。次にモデルプロジェクトに関する調査を実施し、事業の円滑化及び事業推進のボトルネックの把握等に努めた。</p> <p>また、節約額やVFM、事業件数等を数値目標として据えられない理由は以下の通り。①事業内容、事業費回収の類型等の状況によって数値が大きく変動するため、目標値として設定することは困難(節約額、VFM)②各々の公共施設等の管理者等が各々の公共施設等の特性を踏まえて実施するものであるため内閣府の目標値とすることは適切ではない(VFM)③制度官庁である内閣府と事業官庁である他省庁や地方公共団体等で協力した取組の成果であり、内閣府の目標値とすることは適切でない(事業件数)。</p> <p>【今後の方向性】引き続き「中間的取りまとめ」で示された課題に対するフォローアップを行うことで、PFIのより一層の推進を図っていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	関係政令、府令、基本方針等の策定及びインフラファンドに係るPFI法改正案について、有識者・民間実務家等によるPFI推進委員会でご審議いただき、ご意見を賜った。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官 上田洋平	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	-------------------	--------	----------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-10(政策4-施策⑥))

施策名	市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善[政策4. 経済財政政策の推進]					
施策の概要	市場開放問題に係る対外的な苦情処理業務					
達成すべき目標	持ち込まれた個々の苦情事案の適時適切な解決を図る					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	6,662	386	386	331
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)				
		合計(a+b+c)	6,662	386		
執行額(千円)	-	-				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	苦情解決比率(累積値)	基準値	実績値					目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		99.85	-	99.85	99.85	99.85	99.85	-
	年度ごとの目標値			苦情解決比率の前年度並み水準確保	苦情解決比率の前年度並み水準確保	苦情解決比率の前年度並み水準確保	苦情解決比率の前年度並み水準確保	
(注)平成19年度以降苦情申出はない。また、過去の案件は全て解決済みであることから、累積値は実質的に100パーセント。今後苦情申出がある場合には、当該事案の解決に向けて努力する。(解決をもって、前年度並み水準のクリアに努める。)								

施策に関する評価結果	目標の達成状況	苦情解決比率の前年度並み水準を確保することを目標として設定しているところ、平成19年度までの苦情解決比率はほぼ100%であり、目標は達成されてきている。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>平成19年度以降苦情持ち込みの実績はなく今に至っており、苦情解決比率に変動はない。なお、今後も苦情持ち込みの際には、当該苦情解決比率の並みの水準確保を期す。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>苦情持ち込み実績が近年皆無となっている状況に鑑み、「施策の廃止も含めた検討が不可避ではないか」との指摘が、行政事業レビューの結果を踏まえて寄せられているが、本施策は、内閣府だけでなく、各省庁を含む全政府的な枠組みの下で運営されているものであり、今後の在り方については全政府的な検討、合意の形成が必要であり、内閣府としても、必要に応じた通訳等雇い上げ経費等最小限の経費確保を図りつつ、事業の継続を図る必要があると考える。予算要求についても、行政事業レビューの指摘も踏まえ、今後も引き続き事業の必要性と実績の推移を勘案しながら進めていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	政策統括官(社会経済システム担当)	作成責任者名	市場システム担当参事官 高島 竜祐	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	-------------------	--------	-------------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-11(政策4-施策⑦))

施策名	競争の導入による公共サービスの改革の推進(公共サービス改革基本方針含む)[政策4. 経済財政政策の推進]					
施策の概要	公共サービス改革基本方針改定に関する事務に加え、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の着実かつ適正な運用を図るため、官民競争入札等の対象事業を実施する各省庁や地方公共団体に対する支援を含め、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い、指針等を作成するなど、競争の導入による公共サービスの改革の推進を行う。					
達成すべき目標	公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、国の行政機関等又は地方公共団体がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	50771	49199	28130	27,203
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0		
	合計(a+b+c)	50771	49199			
執行額(千円)	29854	37764				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)関係部分抜粋(国民参加基準) 行政が独占してきた「公」を企業、NPO 等に関き、国民が積極的に公に参画することを重視する。このため、行政による直轄事業を見直し、企業、NPO 等の参画を認める事業、民間資金等活用事業や公共サービス改革を進める事業を重視する。また、何が必要かの選択について、国民が積極的に意見を述べる機会の拡大を目指す。					

測定指標	公共サービス改革の進捗状況	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		21年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
	確認	-	-	確認	確認	確認	-	
	年度ごとの目標値	進捗状況の確認	-	-	進捗状況の確認	進捗状況の確認	進捗状況の確認	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	【有効性】対象公共サービスの質の達成目標については、ほとんどの事業において、従来の質と同水準、同程度のもをを設定しているが、これまでのところ民間事業者は概ね当該目標を達成している。コストについては、競争の導入や民間事業者の創意工夫を促すような実施要項の内容としていること等の結果、これまでに法に基づく入札を実施した事業では、平成24年3月末時点で累積約204億円(平成23年度事業開始分:約17億円)、率にして36%の削減効果を上げた。 【効率性】当該施策に係る委託調査の実施に当たっては、全調査を一般競争入札(総合評価方式)にて実施する等、適正な実施に努めている。作業の進捗状況についても、調査期間中において少なくとも月1回以上は事業者からの報告を受けるとし、調査の適正な監督に努めている。
	目標期間終了時点の総括	平成23年7月15日の閣議決定において、公共サービス改革基本方針を改定し、公共サービス改革の運用状況を踏まえ、政府における課題と今後の取組方針を明確にするために、その内容を見直している。 同基本方針においては以下のような課題が指摘されている。 ①対象公共サービスの事業規模が小さい②官民競争入札の対象公共サービスの選定が少数にとどまっている③多数の余剰人員が生じる可能性のある事業を対象として選定することが難しい④安値で落札される場合、対象公共サービスの質の低下等の弊害が生じるケースがある⑤実施要項の作成等の事前準備の負担が大きい⑥監理委員会における実施要項及び事業の評価の審議等の効率化⑦地方公共団体における公共サービス改革法に基づく入札の推進⑧政治のコミットメントが弱い 上記の課題に対応するべく、公共サービス改革基本方針(平成23年7月15日閣議決定)に沿って改革に取り組んでいるところ。

学識経験を有する者の知見の活用	平成22年5月26日の官民競争入札等監理委員会では、公共サービス改革基本方針(平成22年7月6日閣議決定)改定の方向性について議論した際、落合誠一委員長より従来の公共サービス改革基本方針について、「公共サービス改革基本方針という名前が付いている割には余り基本的な政策目標というか、一種のマニフェスト的なものが従来は余り見えなかったという点は今、大塚副大臣が言われた通りであり、そのような内容【注】にすることについて、各委員も賛成であるということでありますので、そのような方向で監理委員会としても取り組みたいと思います。」との発言をいただいた。 【注】改定の方向性については、同日の監理委員会における大塚内閣府副大臣配付資料参照。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	公共サービス改革基本方針(平成23年7月15日閣議決定)等
---------------------------	-------------------------------

担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)公共サービス改革推進室	作成責任者名	参事官 後藤 和夫	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	------------------------------	--------	-----------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-12(政策4-施策⑧))

施策名	「新しい公共」に関する施策の推進〔政策4. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	①「新しい公共」の推進について、「新しい公共」を支える多様な担い手が検討を行う場として、「新しい公共」推進会議を開催する。 ②社会的責任に関する施策を推進し、安全・安心で持続可能な社会の実現に向け、広範な主体の協働を推進するため、社会的責任に関する円卓会議に参画する。 ③「新しい公共」に関する国民の意識や考え方等について把握するため、国民生活選好度調査を実施する。 ④新しい公共支援事業の進捗管理のため、有識者による運営会議等を開催するとともに、事業の分析・評価のための調査を実施する。					
達成すべき目標	①「新しい公共」推進会議において、提案をとりまとめ ②安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略のフォローアップ ③国民生活選好度調査の公表 ④新しい公共支援事業の適切な進捗管理					
施策の予算額・執行額等 (注)新しい公共支援事業に係る額は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	58,812	67,834	49,089
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	58,812	-	-
執行額(千円)	-	42,311	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	(1)第177回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説(平成23年1月24日):こうした「最少不幸社会の実現」の担い手として「新しい公共」の推進が欠かせません。苦しいときに支え合うから、喜びも分かち合える。日本社会は、この精神を今日まで培ってきました。そう実感できる活動が最近も広がっています。我々永田町や霞が関の住人こそ、公共の範囲を狭く解釈してきた姿勢を改め、こうした活動を積極的に応援すべきではないでしょうか。そこで来年度、認定NPO法人など「新しい公共」の担い手に寄附した場合、これを税額控除の対象とする画期的な制度を導入します。併せて、対象となる認定NPO法人の要件を大幅に緩和します。 (2)「新成長戦略実現2011」(平成23年1月25日閣議決定):「<2011年に見込まれる主要な成果と課題(①21の国家戦略プロジェクト)> 20. 新しい公共」等					

測定指標	「新しい公共」推進会議において、提案をとりまとめ	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		「新しい公共」推進会議の設置及び議論の開始	-	-	-	平成22年10月、「新しい公共」推進会議を設置。平成23年3月に情報開示・発信基盤整備の報告を、7月の在り方についての報告をとりまとめた。	平成23年6月に「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等について報告を、7月に政府と市民セクターとの関係に関する報告をとりまとめ、それらを受けて、政府の対応すべき対応を決定。その後、政府対応について随時フォローアップ。	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	とりまとめ	とりまとめ	
	安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略のフォローアップ	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		社会的責任に関する円卓会議に参画し、協働戦略を策定	-	-	-	社会的責任に関する円卓会議において、「安心・安全で持続可能な未来に向けた協働戦略」の策定に向けての検討を行い、平成23年3月に取りまとめた。	社会的責任に関する円卓会議において、「安心・安全で持続可能な未来に向けた協働戦略」に基づき取組を推進した。	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	とりまとめ	推進	

		基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		国民生活選好度調査の公表	国民生活選好度調査の実施、分析、公表	-	-	-	-	平成21年度選好度調査結果の分析・公表、平成22年度選好度調査を実施した。
		-	-	-	-	適切な分析・公表	適切な分析・公表	
	新しい公共支援事業の適切な進捗管理	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		新しい公共支援事業の開始	-	-	-	-	-	新しい公共支援事業の進捗を把握した。
		-	-	-	-	-	進捗の把握	

	目標の達成状況	<p>①「新しい公共」推進会議において、震災支援制度等ワーキング・グループ、政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会、情報開示・発信基盤に関するワーキング・グループによる報告をとりまとめた。それらを踏まえて政府対応を決定し、随時フォローアップを行った。</p> <p>②社会的責任に関する円卓会議において、「安心・安全で持続可能な未来に向けた協働戦略」に基づき取組を推進した。</p> <p>③平成22年度国民生活選好度調査について、平成23年4月、調査結果を分析、公表した。平成23年度国民生活選好度調査について、平成24年3月に調査を完了した。</p> <p>④有識者等による新しい公共支援事業運営会議や都道府県職員との連絡調整会議の開催等により、適切に新しい公共支援事業の進捗の把握・管理を行った。</p>
施策に関する評価結果	目標期間終了時点の総括	<p>【目標達成状況の検証】 4つの測定指標全てについて目標を達成した。</p> <p>【今後の方向性】 ①「新しい公共」推進会議において、新たな寄附税制の活用促進や改正特定非営利活動促進法の円滑な施行・周知、提案に対する政府対応のフォローアップ等に取り組んでいく。 ②安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略の実施・フォローアップを行う。 ③平成24年度国民生活選好度調査を実施する。 ④新しい公共支援事業の適切な進捗管理のため、引き続き、新しい公共支援事業運営会議や連絡調整会議の開催等を行っていく。 □</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>「新しい公共」に関する施策の推進においては、これまで有識者等を構成員とする「新しい公共」円卓会議や「新しい公共」推進会議でとりまとめた提案を受けて、その制度化等に向けた政府の対応をとりまとめるとともに、「新しい公共」推進会議においてそれを着実に実現し効果を上げていくためのフォローアップを随時行ってきたところ。例えば、寄附税制の拡充や特定非営利活動促進法の改正等について、その活用状況や施策状況等フォローアップを実施。</p> <p>社会的責任に関する円卓会議においては、「単なる報告書の読み上げなどによる報告ではなく、実際にプロジェクトに携わり、実働した方々から、生の声でプレゼンテーションしてもらうようにすれば、報告会として意義のあるものになる」との運営委員から意見を活用して当該方式での総会を開催することとし、協働戦略に基づく取組の政策効果の把握に関して、より実働現場にそった問題点などについて議論しやすくなった。</p> <p>新しい公共支援事業の進捗管理においては、新しい公共支援事業運営会議を開催し、有識者の知見を活用した。例えば、「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」の実施方法について、委員の意見に基づき、「NPO等と都道府県・市区町村の連携に当たり、NPO等の活動を過度に制約せず、その特性が生かされるよう、とりわけ配慮することとする。」という内容を加えて、事業ガイドラインを改定した。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官 井野靖久 参事官 三上圭一	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	-------------------	--------	----------------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-13(政策4-施策9))

施策名	「新しい公共」の自立的な発展の促進のための環境整備〔政策4. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	「新しい公共」の担い手となるNPO等の民間非営利団体の自立的活動を支援することにより、「新しい公共」の拡大と定着を図る。具体的には、 1. 都道府県が、NPO等の民間非営利団体に対して、① 活動基盤整備のための支援、② 寄附募集支援、③ 融資利用の円滑化のための支援、④ (行政機関から業務委託を受けるNPO等に対する)つなぎ融資への利子補給を実施。 2. NPO等の民間非営利団体、地方公共団体等が連携して、⑤ 新しい公共の場づくりのためのモデル事業(多様な担い手が協働し、地域の諸課題の解決を図る取組)、⑥ 社会イノベーション推進のためのモデル事業を実施。					
達成すべき目標	・国民の積極的な「公」への参加による、公的サービスの無駄のない供給に向け、NPO等が自ら資金調達し、自立的に活動することが可能となる。 ・NPO等の民間非営利団体が主体となる「新しい公共」により、地域の諸課題の解決や被災地域の復興を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	0	0	0	0
		補正予算(b)	0	8,750,000	879,000	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	0	8,750,000		
執行額(千円)	0	8,750,000				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	(1) 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) ≪21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト≫-20. 新しい公共 (2) 円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日閣議決定) II. ステップ2の具体策-1. 雇用・人材育成-(3)雇用創造・人材育成-O「新しい公共」の自立的な発展の促進のための環境整備 (3) 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定) 5 復興施策-(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり-④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進-(ii)					

測定指標	①NPO等の活動成熟度	基準値	実績値					目標値
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		0	-	-	-	-	13.4%※	20%以上
	年度ごとの目標値			-	-	-	-	10%以上
	②新しい公共の場(多様な担い手による協働の仕組み)に参加した組織数	基準値	実績値					目標値
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		0	-	-	-	-	4166団体※	3000団体
	年度ごとの目標値			-	-	-	1500団体	
	③本事業によりNPO等が実施した震災復興のための取組数(平成23年度第3次補正予算に係る指標)	基準値	実績値					目標値
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		0	-	-	-	-	19件	100件
	年度ごとの目標値			-	-	-	40件	

(※は暫定値)

施策に関する評価結果	目標の達成状況	①活動成熟度、②参加した組織数の平成23年度目標は達成した。③震災復興のための取組数は、平成23年度第3次補正予算によるもので、予算成立後の事業期間が短かったことから、半分程度の達成度であった。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 ・当該事業は、「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しするとともに、NPO、地方公共団体、企業等が協働する取組を支援することを目的としている。前者については①活動成熟度、後者については②の参加組織数を測ることとし、加えて震災復興への寄与を③取組数として測ることとした。 ・NPO等の活動成熟度は、情報開示、会計基準の導入等を行った団体(当該事業の助成団体を母数として集計)の増加状況で評価。年間で一定割合(10%)の増加を見込んでいた。 ・新しい公共の場への参加組織数は、モデル事業により多様な主体による取組み(マルチステークホルダープロセス)が促進されることを目指して設定。全国で300事業実施で1500組織を見込んでいたが、結果として500超の事業が実施され、参画した組織数は4000を超えることとなった。 ・震災復興のための取組数は、東北3県で実施されるモデル事業の件数を24年度までで100件と想定し、そのうち約4割の40件が23年度内に実施される見込みとした。結果的に23年度内は実施工期が短期間であることから19件に留まった。24年度には達成可能と考えている。 ・事業は順調に実施されており、24年度の最終目標は全て達成できるものと見込まれる。 【今後の方向性】 各都道府県、東日本大震災で被災した岩手県・宮城県・福島県において事業が円滑に進み、目標とする成果が得られるよう、有識者等による新しい公共支援事業運営会議で評価や助言を行っていただくとともに、各都道府県担当者との連絡調整会議等により各都道府県との連携を引き続き確保しつつ、個別優良事例の普及・共有に努めるとともに、「新しい公共」の発展のステージに応じた事業の効果についての検証を検討したい。

学識経験を有する者の知見の活用	外部有識者等で構成した「新しい公共支援事業運営会議」をこれまでに5回開催し、事業の実施方針・方法を示すガイドラインを作成したほか、事業の評価・助言等を行っている。また、各都道府県においても、外部有識者等で構成した運営委員会を開催し、事業計画の検討、公募事業の選定、事業の評価・助言等を行っている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし。
---------------------------	-------

担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当)	作成責任者名	参事官(社会基盤担当) 三上 圭一	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	-------------------------------	--------	-------------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-14(政策4-施策⑩))

施策名	市民活動の促進〔政策4. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	特定非営利活動促進法の適切な施行等により、市民活動の促進を図るため、必要な体制整備、情報発信等を行う。					
達成すべき目標	本施策の推進により、「新しい公共」の担い手の一つである特定非営利活動法人の活動を促す。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	293,116	190,225	144,301	/
		補正予算(b)	△ 25,087	△ 18,426	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	268,029	171,799	144,301	
執行額(千円)	203,296	293,116				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)		
	第177回国会 菅総理大臣施政方針演説	平成23年1月24日	「新しい公共」の推進 こうした「最少不幸社会実現」の担い手として、「新しい公共」の推進が欠かせません。(中略)。そこで、来年度、認定NPO法人など新しい公共の担い手に寄附をした場合、これを税額控除の対象とする画期的な制度を導入します。あわせて、対象となる認定NPO法人の要件を大幅に緩和します。			

測定指標	特定非営利活動促進法に基づく申請に対する認証・不認証の決定までの期間	基準値	実績値					目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		4ヶ月以内	4ヶ月以内	4ヶ月以内	4ヶ月以内	4ヶ月以内	4ヶ月以内	-
	年度ごとの目標値	/	4ヶ月以内	4ヶ月以内	4ヶ月以内	4ヶ月以内	4ヶ月以内	/
	NPOホームページへのアクセス数※	基準値	実績値					目標値
		21年度	21年度	22年度	23年度		-	
		543,639件	543,639件	729,291件	362,766件		-	
	年度ごとの目標値	/	前年度(476,556件)比増	前年度(543,639件)比増	過去3か年平均(583162件)比増		/	
	税制改正要望の成果の反映としての認定特定非営利活動法人数	基準値	実績値					目標値
		22年度	21年度	22年度	23年度		-	
71法人		-	71法人	48法人		-		
年度ごとの目標値	/	-	前年度(34法人)比増	過去3か年平均(40法人)比増		-		
※平成22年度は旧URLからのリダイレクト機能によるダブルカウントの影響があるため、平成23年度のアクセス件数については平成22年度と単純に比較することはできない。								

施策に関する評価結果	目標の達成状況	概ね測定指標について目標値を上回っており、ホームページのアクセス件数については目標を下回ったものの年度後半にはアクセス件数は増加しており、「新しい公共」の担い手の一つである特定非営利活動法人の活動の促進等、市民活動の促進を促すという施策の目標に進展が見られた。 ○設立申請受理から4ヶ月以内に認証・不認証を行った。 ○NPOホームページのアクセス数は、新アドレスの周知不足もあり、362,766件となっており、過去3か年度平均を下回り目標の達成に至らなかった。しかしながら、改正法の施行に併せて、ホームページをわかりやすく改定し、平成24年1～3月期のアクセス数は月平均35,086件となっており、平成23年4～12月期の月平均28,612件に比べ、増加傾向が見られた。目標の達成に向けて、今後もより分かりやすいホームページの構築をすることが課題となる。 ※アクセス数の減少の要因には、旧URLからのリダイレクト機能(平成22年度9～1月期まで実施)によるダブルカウントの影響(約15万件)もある。 ○認定特定非営利活動法人数は、48法人の増加となっており、過去3か年度平均を上回り目標を達成した。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 法に基づき速やかに認証・不認証を行った。NPOホームページの運用においては、改正特定非営利活動促進法の施行に伴い、制度の周知をはかるべく、ホームページをわかりやすく改定した。また、平成23年度税制改正要望の結果、認定特定非営利活動法人の認定手続の簡素化等に伴い、過去3か年の平均を上回る法人が認定を受けることができた(認定事務そのものは国税庁にて実施)。 【今後の方向性】 平成24年4月1日の改正特定非営利活動促進法の施行により、認証・認定事務は地方公共団体が行うこととなるが、内閣府においては制度の適切な運用を図る必要がある。 また、IT利用による情報提供に関しては、改正特定非営利活動促進法において、国民にインターネットその他の高度情報ネットワークの利用を通じた情報の提供規定が設けられており、ホームページの利便性等を活かし法人が自ら情報発信できる仕組みも活用し、積極的な情報提供を進める。 新たな認定制度の下で、認定特定非営利活動法人数が増加するようその制度の周知、環境整備に努める。

学識経験を有する者の知見の活用	○会計学者等の知見を得ながら会計処理の在り方について見直しを行った。 ○統計学者等の知見を得ながら、法人の実態調査を行った。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○ホームページアクセス件数: ページビュー・カウント方式を用いて測定。 ○認定特定非営利活動法人数: 国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/npo/npo.htm)
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当) 付 参事官(「新しい公共」・市民活動促進)	作成責任者名	野村 裕	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	---	--------	------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-15(政策4-施策①))

施策名	国内の経済動向の分析〔政策4. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	国内の経済動向について幅広い情報収集体制の確立や調査を行い、マクロ経済の現状や経済財政政策の状況を迅速に把握する。その結果を、主に以下の成果物にまとめ、公表する。 ・「月例経済報告」…毎月の内外の経済動向に関する調査分析結果を取りまとめ。 ・「年次経済財政報告」(通称「経済財政白書」)…年一回、我が国経済財政の現状を総合的かつ詳細に分析した結果を取りまとめ。 ・「日本経済」…年一回、「年次経済財政報告」公表後の我が国経済の分析を取りまとめ。					
達成すべき目標	毎月、「月例経済報告」を滞りなく作成し、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」等に報告することにより、政府内での景気認識の共有を図る。また、「経済財政白書」を作成の上、年央を目途に閣議に配布し、日本経済が抱える課題の解決等に貢献するとともに、年末を目途に「日本経済」を作成し公表する。以上の成果物を、ホームページ上に掲載し、広く国民への情報発信を行うなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果の提供に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	77,444	67,661	56,068	47,986
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	77,444	67,661	56,068	
執行額(千円)	54,302	44,866	48,091			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	(参考1)第180回国会における古川内閣府特命担当大臣(経済財政政策)の経済演説(平成24年1月24日) 我が国の景気は、大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの、緩やかに持ち直しています。しかし、欧州政府債務危機を主因とする金融市場の動揺など、我が国経済を取り巻く環境は予断を許しません。警戒感を持ってしっかりと注視し、対応していく必要があります。(中略)本日、こうした政策運営の下で、経済や財政が中長期的にどのような姿となっていくかを展望し、政策方針を検証するため、中長期の経済や財政の姿を示す試算を公表しました。今後、いわゆる官庁エコノミストなどの人材育成を進めるとともに、政策の客観性・透明性を高める多様な分析や試算を公表するなど政策立案のイノベーションも進めてまいります。 (参考2)月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成25年8月13日閣議口頭了解) 1. 月例経済報告等の聴取等を行うことを目的として、月例経済報告等に関する関係閣僚会議(以下「会議」という。)を随時開催する。 2. 会議の構成員は、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、内閣府特命担当大臣(地域主権推進)、内閣府特命担当大臣(行政刷新)、復興大臣、国家戦略担当大臣、公務員制度改革担当大臣及び内閣官房長官とする。(以下略)					

月例経済報告のホームページにおけるアクセス件数※	基準値	実績値					目標値
	22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
	311,842件	-	-	-	311,842件	360,483件	-
年度ごとの目標値		-	-	-	-	対前年度比並	
年次経済財政報告のホームページにおけるアクセス件数※	基準値	実績値					目標値
	22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
	43,125件	-	-	-	43,125件	37,547件	-
年度ごとの目標値		-	-	-	-	対前年度比並	
日本経済のホームページにおけるアクセス件数※	基準値	実績値					目標
	22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
	6,434件	-	-	-	6,434件	5,740件	-
年度ごとの目標		-	-	-	-	対前年度比並	

測定指標		基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		主要な会議等への取り上げの有無	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	-	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等への報告を実施	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等への報告を実施	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等への報告を実施	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等への報告を実施
年度ごとの目標		-	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ		
各メディアへの掲載		基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		主要紙にて記事掲載	-	主要紙に記事が掲載された	主要紙に記事が掲載された	主要紙に記事が掲載された	主要紙に記事が掲載された	-
年度ごとの目標		-	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載		
※2011年1月よりログの取得方法の変更(内閣府等からのアクセスの排除)が行われたため、平成23年度のアクセス件数についてはそれ以前の年度と単純に比較することはできない。								

目標の達成状況	政府内での景気認識の共有を図り、広く国民への情報発信を行うなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果の提供を行っており、目標年度における施策目標は概ね達成されている。
施策に関する評価結果	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>毎月、「月例経済報告」を滞りなく作成するとともに、「経済財政白書」等において、時宜に応じたテーマに基づく分析を実施することで、政府内での景気認識の共有や、日本経済が抱える課題解決等への貢献、様々な媒体を通じての国民への情報発信等の向上が図られている。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>引き続き、質の高い「月例経済報告」や「経済財政白書」等を作成することにより、適時適切な政府内の経済財政政策の舵取りに貢献する。あわせて、国内外への情報発信の向上を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>HSBC証券株式会社 白石 誠司 マクロ経済戦略部長のご意見 (平成24年6月8日)</p> <p>「月例経済報告」</p> <p>①民間としてどのように活用されているか 景気の現状についての政府判断の国民への定期的表明、判断変化点の明示は引き続き有用と考えます。ただ、近年において市場は国内要因というよりは海外要因で変動する傾向が強まっており、以前に比べて市場関係者からの同報告への注目度は低下してきているように感じています。この背景には、経済・市場グローバル化の一段の進展、国内構造問題の存在、国内政策対応余地の縮小、といった要因があると思われます。</p> <p>②改善すべき点 特になくと思います。</p> <p>③その他ご意見等 特にありません。</p> <p>「年次経済財政報告」</p> <p>①民間としてどのように活用されているか 各種構造分析など、伝統的ともいえる掘り下げた丁寧な分析はエコノミストとして読み応えがあります。</p> <p>②改善すべき点 グローバル化の非可逆性に鑑み、テーマ選択において一段と国際比較分析等に注力してもいいのではないかと考えます。</p> <p>③その他ご意見 「今週の指標」はタイムリーかつキャッチーで有用です。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府 「月例経済報告」 http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/getsurei-index.html 内閣府 「年次経済財政報告」 http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html 内閣府 「日本経済」 http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html#nihonkeizai
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官 (経済財政分析担当)	作成責任者名	参事官 (総括担当) 増島 稔	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	---------------------	--------	-----------------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-16(政策4-施策⑫))

施策名	国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析〔政策4. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	地域経済の動向や問題点を的確に把握するため、地域経済について幅広い情報収集体制を確立するとともに、地域経済動向に関する調査を行い、地域の現状に応じたきめ細かな政策立案に貢献する。毎月一回、全国11地域の景気ウォッチャー2,050人からの景気判断に関する回答を取りまとめ、「景気ウォッチャー調査」を公表している。四半期に一回、全国11地域の経済動向について取りまとめ、「地域経済動向」を作成・公表している。毎年一回、地域経済を総合的に分析し、特定のテーマについてより深い調査・分析を行い、「地域の経済」を作成・公表している。					
達成すべき目標	地域経済動向の分析を広く示すことにより、地域経済動向の迅速かつ適切な把握、経済財政政策の形成、政策論議への貢献等を図る。また、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」の作成・公表、報告書に基づく経済財政部局への情報提供等を実施するとともに公表物はホームページに掲載し広く国民への情報提供に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	144,211	128,995	125,157	122,546
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	144,211	128,995	125,157	
執行額(千円)	131,844	113,260	119,302			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

「景気ウォッチャー調査」 報告書公表日	基準値	実績値					目標値
	22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	調査終了後6営業日後	調査終了後6営業日後	調査終了後6営業日後	調査終了後6営業日後	調査終了後6営業日後	調査終了後6営業日後	調査終了後6営業日後
年度ごとの目標値		調査終了後6営業日後	調査終了後6営業日後	調査終了後6営業日後	調査終了後6営業日後	調査終了後6営業日後	
「景気ウォッチャー調査」 報告書の配布箇所数	基準値	実績値					目標値
	22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	82ヶ所	59ヶ所	62ヶ所	59ヶ所	82ヶ所	80ヶ所	対前年度比並
年度ごとの目標値		59ヶ所	59ヶ所	59ヶ所	59ヶ所	対前年度比並	
「景気ウォッチャー調査」 マスメディアによる報道の状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
	22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	124件	78件	93件	110件	124件	113件	対前年度比並
年度ごとの目標		70件	70件	70件	70件	対前年度比並	
「景気ウォッチャー調査」 ホームページのアクセス件数*	基準値	実績値					目標値
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	42,475件	43,436件	78,659件	78,796件	71,525件	70,906件	対前年度比並
年度ごとの目標値		42,475件	42,475件	42,475件	対前年度比増	対前年度比並	
「地域経済動向」 報告書公表日	基準値	実績値					目標値
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	2月、5月、8月、11月	年4回(2、5、8、11月)	年4回(2、5、8、11月)	年4回(2、5、8、11月)	年4回(2、5、8、11月)	年4回(2、5、8、11月)	2月、5月、8月、11月
年度ごとの目標値		2月、5月、8月、11月	2月、5月、8月、11月	2月、5月、8月、11月	2月、5月、8月、11月	2月、5月、8月、11月	
「地域経済動向」 関係団体、企業へのヒアリング	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
	22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	132回	156回	154回	132回	132回	132回	対前年度比並
年度ごとの目標		132回	132回	132回	132回	対前年度比並	
「地域経済動向」 報告書の配布箇所数	基準値	実績値					目標値
	22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	190ヶ所	197ヶ所	186ヶ所	189ヶ所	190ヶ所	134ヶ所	対前年度比並
年度ごとの目標値		101ヶ所	101ヶ所	101ヶ所	101ヶ所	対前年度比並	

「地域経済動向」 マスメディアにおける報道の状況	基準値	実績値					目標値
	22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	36件	21件	27件	35件	36件	28件	対前年度比並
年度ごとの目標値		18件	18件	18件	18件	対前年度比並	
「地域経済動向」 ホームページのアクセス件数*	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	11,735件	11,682件	20,785件	15,128件	14,620件	13,117件	対前年度比並
年度ごとの目標		11,735件	11,735件	11,735件	対前年度比増	対前年度比並	
「地域の経済」 報告書公表日	基準値	実績値					目標値
	22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	年1回 (年度内)	平成19年 11月30日	平成20年 12月25日	平成21年 12月24日	平成22年 12月22日	平成23年 11月4日	年1回 (年度内)
年度ごとの目標値		年1回 (12月末まで)	年1回 (12月末まで)	年1回 (12月末まで)	年1回 (12月末まで)	年1回 (年度内)	
「地域の経済」 報告書の配布箇所数	基準値	実績値					目標値
	22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	217ヶ所	136ヶ所	218ヶ所	213ヶ所	217件	221件	対前年度比並
年度ごとの目標値		88ヶ所	88ヶ所	88ヶ所	88ヶ所	対前年度比並	
「地域の経済」 マスメディアにおける報道の状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
	22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	3件	2件	3件	4件	3件	5件	対前年度比並
年度ごとの目標		4件	4件	4件	4件	対前年度比並	
「地域の経済」 ホームページのアクセス件数*	基準値	実績値					目標値
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	9,751件	10,936件	5,321件	3,657件	1,246件	2,015件	対前年度比並
年度ごとの目標値		9,751件	9,751件	9,751件	対前年度比増	対前年度比並	
上記報告書の月例経済報告等へ の活用状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
	22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	74件	「景気ウォッチャー調査」21件 「地域経済動向」4件	「景気ウォッチャー調査」37件 「地域経済動向」4件	「景気ウォッチャー調査」45件 「地域経済動向」12件	「景気ウォッチャー調査」50件 「地域経済動向」24件	「景気ウォッチャー調査」50件 「地域経済動向」24件	対前年度比並
年度ごとの目標		19件	19件	19件	19件	対前年度比並	

※1 平成21年度においては、年度途中にHPアクセス数解析システムが変更となったことに伴い、アクセス数カウント方法も変更となったため、年度内でのデータの連続性がなくなった。
 ※2 平成22年度以降は、2011年1月よりログの取得方法の変更(内閣府からのアクセスは排除)のため差異が生じている。そのため、同年度については、前年度との比較による評価ができない。

目標の達成状況	地域経済動向の分析を広く示すことにより、地域経済動向の迅速かつ適切な把握、経済財政政策の形成、政策議論への貢献等を図るという目標達成に向けて、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」の作成・公表、報告書に基づく経済財政部局への情報提供等を実施するとともに公表物はホームページに掲載し広く国民への情報提供に努めており、目標年度における施策目標は概ね達成されている。
施策に関する評価結果	<p>【目標の達成状況の検証】 「国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析」を行うとともに、地域経済に関する指標の総合性・迅速性強化のための取組みや、これらの調査分析結果の経済財政部局への情報提供の実施等、地域経済分析に係る公表物をホームページに掲載し広く国民への情報提供が図られている。</p> <p>【今後の方向性】 引き続き、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」を作成・公表することにより経済財政政策の形成、政策議論への貢献を図る。あわせて、地域経済分析に係る公表物をホームページに掲載することにより広く国民への情報提供に努める。</p>
目標期間終了時点の総括	

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>宅森 昭吉氏(三井住友アセットマネジメント株式会社 チーフエコノミスト)</p> <p>[I] 景気ウォッチャー調査</p> <p>① 民間としての活用の仕方</p> <p>「景気ウォッチャー調査」は景気の動きを迅速に伝えてくれるので極めて有用だ。地域の景気に関連の深い動きを観察できる立場にある景気ウォッチャーの様々な声を聞いて、地域ごとの景気動向を的確かつ迅速に把握できるので助かる。経済の規模に応じた人数を11の地域別に配置している。また民間の経済活動のウエイトに応じて分野・業種別という軸でも分けている。この2つの軸を基準として経済全体の縮図がわかる。</p> <p>昨年3月11日の東日本大震災の影響が判明した最初のデータが、「景気ウォッチャー調査」だった。3月25日から月末までの状況が4月8日には発表されていた。大震災を受け現状判断DIは、過去最大の下落幅となる前月比20.7ポイントの低下で、27.7になった。また、2～3カ月前の景気の先行きに対する判断も前月差20.6ポイントと大きく低下し、26.6になった。このようなデータから大震災の影響は極めて大きかったことがわかった。</p> <p>そしてその後迅速に持ち直したこともわかった。「東日本大震災」の影響はこれに関連したワードを使用するコメントをチェックすることでわかる。11年3月調査では回答した1848人のうち半数以上の1059人(回答者の57%)が東日本大震災の影響に言及した。「大震災」のマイナスの影響大であるかどうかは、全体のDIと、大震災に関連した回答からつくるDIを比べてみることでわかる。全体の現状判断DIの27.7に対し大震災関連DIは21.0と6.7ポイント低い数字となった。復興需要など明るい話題が多くなった6月調査以降は全体を上回り、直近の3月調査では53.1と50超が続いている。</p> <p>為替関連のコメントで現状判断DIをつくと戦後最高値の75円32銭を記録した10月調査では33.3で、全体を12.6ポイント下回っていた。2月調査では48.5で全体を2.6上回るようになった直近3月調査では59.6で全体を7.8上回っている。3月調査で先行き判断DIの為替関連DIは56.2で全体を6.5上回っている。こうした数字から為替がプラス要因に転じたことがわかる。このように様々な要因がどう景気に影響しているかが独自に分析できて役に立った。</p> <p>② 改善すべき点</p> <p>有効回答率の高さが景気ウォッチャー調査の精度向上につながるものである。平成23年度は8月の92.0%をピークに3月には90.7%まで、若干だが低下している。これまでは毎年夏(地域ごとでは2年に1度)地域会合を開催し、景気ウォッチャー調査の意義などを説明していた。地域ごとの景気ウォッチャーの代表の方に、公共財としての有用性などを説くことで有効回答率向上に努めてきていた。平成23年度からは地域会合が中止されている。有効回答率が低下してしまわないよう、地域会合復活などの対応も必要だろう。</p> <p>③ その他意見等</p> <p>「景気ウォッチャー調査」のHPアクセス数は7万件台と多いが、年12回の公表日数を考えると月平均6千人台にすぎないという解釈も成り立つ。多くの国民が参考にされたら様々な面で役に立つ調査なので、HPアクセス数からみてもっと国民にこの調査を知ってもらう努力が必要であろう。</p> <p>[II] 地域経済動向</p> <p>① 民間としての活用の仕方</p> <p>景気ウォッチャー調査というアンケート調査に加え、実際の地域の経済データをコンパクトにまとめられているので、地域ごとの動向について参照する時に便利である。「地域経済動向における各地域の景況判断の推移」の表などは各地域の違いが一覧できて便利である。平成24年度から新指数の「地域別支出総合指数」が掲載されるということで、より役立つものになると思う。</p> <p>② 改善すべき点</p> <p>5月4日付け日経に「地域別支出総合指数」のことが記事として掲載された段階でも「地域経済動向」HPIにこの指数に関して何の記載もない状況だったのはまことに残念だ。「地域経済動向」への注目度を高める折角のチャンスを逃してしまったように思われる。新指数に関する「ディスカッションペーパー」のアドレスを紹介するなど「地域経済動向」に注目してもらうようほんの少しの気遣いをするのも大切だろう。</p> <p>③ その他意見等</p> <p>HPのかたちを、全体をみる今のつくりに加えて、「景気ウォッチャー調査」のように必要な地域の分だけを開いて見られるつくりにしても良いと思う。</p> <p>[III] 地域の経済</p> <p>① 民間としての活用の仕方</p> <p>平成23年度は公表時期が11月4日と、最近多かった忙しくてレポートを読んでもらいにくい12月末ではなく、2005年度の10月26日以来の早い時期の発表となったことは評価できる。内容も東日本大震災の影響等の分析など、とても興味深く有用であった。</p> <p>② 改善すべき点</p> <p>「経済財政白書」「世界経済の潮流」に比べ、マスコミなどの採り上げ方が依然少ないように思う。せっかくのレポートを活用してもらえるように、トピックス的な部分を記者レクチャーするなどメディア対応等の工夫が必要ではないかと思う。大震災発生後という特殊な状況下が仕方ない面もあるが、これまで記載されてきたような、今後の地域活性化のために役立つような具体的な個別事例が今回はあまりなかったことは、やや残念である。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府 「景気ウォッチャー調査」・・・http://www5.cao.go.jp/keizai3/watcher/watcher_menu.html ・ 内閣府 「地域経済動向」・・・http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei.html ・ 内閣府 「地域の経済」・・・http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (経済財政分析担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(地域担当) 田邊 靖夫</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年8月</p>
--------------	-----------------------------	---------------	----------------------------	-----------------	----------------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-17(政策4-施策⑬))

施策名	海外の経済動向の分析〔政策4. 経済財政政策の推進〕					
施策の概要	我が国の経済財政政策運営に資するため、海外経済動向・国際金融情勢について、景気判断やマクロ経済政策を中心に調査・分析を行う。「月例経済報告」の海外経済部分を作成し、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」に報告した後に公表している。また、海外経済動向・国際金融情勢を幅広く、より深く、総合的に分析し、毎年二回「世界経済の潮流」を作成、公表している。そのほか、OECD各国経済審査会合等の国際会議に出席し、会議での議論と報告書の取りまとめに参画している。					
達成すべき目標	海外経済動向・国際金融情勢に関する確かな情報の収集と調査・分析を行い、我が国の経済財政政策運営に資する基礎資料を作成・提出し、我が国の経済財政政策の適切かつ機動的な運営への貢献を図る。また、「月例経済報告」や「世界経済の潮流」等の作成・公表、経済財政部局への情報提供等を実施するとともに公表物はホームページに掲載し広く国民への情報提供に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	45,623	41,220	36,423	35,489
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	45,623	41,220	36,423	-
執行額(千円)	37,359	41,071	34,205	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>(参考1)第180回国会における古川内閣府特命担当大臣(経済財政政策)の経済演説(平成24年1月24日) 我が国の景気は、大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの、緩やかに持ち直しています。しかし、欧州政府債務危機を主因とする金融市場の動揺など、我が国経済を取り巻く環境は予断を許しません。警戒感を持ってしっかりと注視し、対応していくことが必要です。(中略)本日、こうした政策運営の下で、経済や財政が中長期的にどのような姿となっていくかを展望し、政策方針を検証するため、中長期の経済や財政の姿を示す試算を公表しました。今後、いわゆる官庁エコノミストなどの人材育成を進めるとともに、政策の客観性・透明性を高める多様な分析や試算を公表するなど政策立案のイノベーションも進めてまいります。</p> <p>(参考2)月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解) 1. 月例経済報告等の聴取等を行うことを目的として、月例経済報告等に関する関係閣僚会議(以下「会議」という。)を随時開催する。 2. 会議の構成員は、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、内閣府特命担当大臣(地域主権推進)、内閣府特命担当大臣(行政刷新)、復興大臣、国家戦略担当大臣、公務員制度改革担当大臣及び内閣官房長官とする。(以下略)</p>					

測定指標	各マスメディアへの掲載	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		主要紙にて記事掲載	-	-	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載
	年度ごとの目標値	/	-	-	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	/
	主要な会議等への取り上げの有無	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	-	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ
	年度ごとの目標値	/	-	主要な会議等への取り上げ	主要な会議等への取り上げ	主要な会議等への取り上げ	主要な会議等への取り上げ	/
	「世界経済の潮流」のHPにおけるアクセス件数※	基準値	実績値					目標値
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
22,044件(※2)		-	58,326件	47,799件(※1)	22,044件(※2)	23,262件	対前年度並またはそれ以上	
年度ごとの目標値	/	-	対前年度並またはそれ以上	対前年度並またはそれ以上	対前年度並またはそれ以上	対前年度並またはそれ以上	/	
<p>※1 平成21年度においては、年度途中でHPアクセス数解析システムが変更となったことに伴い、アクセス数カウント方法も変更となったため、年度内でのデータの連続性がなくなった。 ※2 2011年1月よりログの取得方法の変更(内閣府等からのアクセスの排除)が行われたため、平成23年度のアクセス件数についてはそれ以前の年度と単純に比較することはできない。</p>								

施策に関する評価結果	目標の達成状況	海外経済動向・国際金融情勢に関する的確な情報の収集と調査・分析を行い、我が国の経済財政政策運営に資する基礎資料を提出し、我が国の経済財政政策の適切かつ機動的な運営への貢献を図るとともに、当室作成の公表物をホームページに掲載し広く国民への情報提供に努めるという目標は達成できた。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>海外経済動向・国際金融情勢の調査・分析について、引き続き迅速かつ的確な情報の収集、経済財政運営に係る政策立案に資する質の高い分析結果の提供を行う必要がある。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>引き続き、海外経済動向・国際金融情勢の調査・分析について、迅速かつ的確な情報の収集、経済財政運営に係る政策立案に資する質の高い分析を行うことにより、適時適切な政府の経済財政政策の舵取りに貢献する。また、限られた予算、人員の中で、情報通信技術の活用による調査・分析業務のより一層の効率化を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>㈱日本総合研究所 理事 湯元 健治</p> <p>1. 世界経済の潮流について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国経済の回復力、欧州債務危機の帰趨、急激な円高、原油・国際商品価格の上昇など、大震災後のわが国経済を巡る外部環境は、リスクに満ち溢れており、わが国経済に与える影響は、極めて大きい。 ・ そうした中で、世界経済の潮流は、米国、欧州、アジアなど主要国の経済についての的確な現状分析を行うだけでなく、今後の見通しを「標準シナリオ」と「リスク要因」に分けて詳細に記述している。経済見直しを行っている民間シンクタンクや研究者にとって極めて有用性の高い情報を提供している。 ・ また、テーマ性という面でも、2011年第1回は、「全地球一体化」と新興国のプレゼンス拡大という切り口で、「財市場」「資本市場」「労働市場」における構造変化に焦点を当てている点は、的確かつ今後のわが国の経済財政運営にも様々な示唆を与えるものである。第2回は、主要国の政策余地が狭まっている現状に焦点を当てて、財政・金融政策上の論点を指摘している点は妥当ながら、テーマ性という意味では、欲を言えば、関心の高まる欧州債務危機の克服の手段などにも踏み込んだ分析が欲しかった。 ・ 世界経済の潮流は、研究者にとっては極めて貴重でかつ豊富な分析・情報・資料を提供してくれるが、広く国民一般に対する情報提供という意味では、専門的過ぎる面があり、情報公開の仕方(平易なエッセンス・レポート)・媒体(TV、動画配信など)などについて、多様なやり方を工夫する必要があるのではないかと。 <p>2. 月例経済報告(海外部分)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月例経済報告における景気判断の文章は、海外の各国経済について、政府の最新時点の景気判断やリスク要因を盛り込んでおり、市場関係者やエコノミストにとっては、わが国の財政・金融政策の方向性を予測する上で、貴重な情報源となっている。 ・ とくに、近年重要性が高まるアジア経済について、民間シンクタンクなどではフォローしきれない多くの国について詳細な情報や精緻な分析を提供している点は、大いに役立っている。 ・ また、閣僚会議用の参考資料は、豊富な分かりやすい図表が数多く盛り込まれており、必ずしも専門家でなくとも海外各国経済の動向を容易に把握できるという意味で、有用性が高い資料である。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>内閣府 「月例経済報告」 http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei.html</p> <p>内閣府 「世界経済の潮流」 http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html#chouryuu</p>
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官 (経済財政分析担当)	作成責任者名	参事官 (海外担当) 嶋田 裕光	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	---------------------	--------	------------------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-18(政策5-施策①))

施策名	中心市街地活性化基本計画の認定〔政策5. 地域活性化の推進〕					
施策の概要	中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画の認定を行う。					
達成すべき目標	中心市街地の活性化のための基本計画を支援することにより、都市機能の増進及び経済活力の向上が推進され、地域の活性化が図られる。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	3,131	2,645	2,311	12,102
		補正予算(b)	△ 439	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	2,692	2,645	2,311	
執行額(千円)	2,160	804	1,603			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)		
	「新成長戦略」について 閣議決定	平成22年6月18日		これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。		

測定指標	認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合	基準値	実績値					目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
		100%	—	100%	100%	100%	100%	—
	年度ごとの目標値		—	100%	100%	100%	100%	
	計画期間が終了した計画について、期間終了後に行ったフォローアップ調査結果のうち、目標を達成したと回答した市町村の割合	基準値	実績値					目標値
—		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
—		—	—	—	—	—	50%	
年度ごとの目標値			—	50%	50%	50%	50%	

(注1)平成22年度及び平成23年度で計画期間が終了した市町村からの報告は現在取りまとめ中のため(H22は1件、H23は13件)、暫定値。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	認定中心市街地活性化基本計画は、連携した支援措置を受けることができた。平成22年度及び平成23年度に計画期間が終了した計14件については、フォローアップ調査未了のため実績値はなし。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>平成21年度及び平成22年度の「中心市街地基本計画の実施状況に関する市町村からの報告について」において、認定中心市街地活性化基本計画上の目標について、達成可能であると見込んでいる市町村が多く、達成に向けて進展があった。</p> <p>※平成23年度の市町村からの報告は現在とりまとめ中のため暫定版</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>自治体によるフォローアップ内容、中心市街地の状況把握の内容を注視し、基本計画の見直しに対して適切に対応するなど、本制度がより有効に活用されるよう、引き続き取り組んでいく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	放送大学教養学部教授(順天堂大学客員教授) 田城孝雄氏 より平成24年6月14日に以下のようなご意見を伺った。 新成長戦略に基づく施策であるので、良い成果を期待している。それぞれの指定地域で得られた知見の一般化・普遍化への道筋も大事である。成功事例を各地域でも参考になるよう事例公表等早く展開してもらいたい。それが国全体の成長への底上げにもなる。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「中心市街地活性化基本計画の実施状況に関する市町村からの報告について」(平成23年6月17日) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/followup/110617followup.html
---------------------------	--

担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 大滝 昌平	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	----------	--------	-----------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-19(政策5-施策②))

施策名	構造改革特区計画の認定〔政策5. 地域活性化の推進〕					
施策の概要	地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。					
達成すべき目標	地域の特性に応じた規制の特例措置を活用した独創的な構想の実現を手助けし、地域特性の顕在化及び地域活性化の推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	29,764	29,938	26,823	25,899
		補正予算(b)	△ 3,341	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	26,423	29,938	26,823	
執行額(千円)	18,507	20,184	21,365			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)	
	第174回国会菅総理大臣所信表明演説		平成22年6月11日		地方の皆さまと膝をつきあわせ、各地の要望を踏まえ、権限や財源の移譲を丁寧に進めています。その上で、特区制度も活用しつつ、各行政分野で地域ごとに具体的な結論を出していきます。	
	「新成長戦略」について 閣議決定		平成22年6月18日		これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。	

測定指標	構造改革特区計画の認定件数	基準値	実績値					目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		77件	-	77件	27件	45件	22件	-
	年度ごとの目標値		-	70件	70件	20件	20件	
	計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	基準値	実績値					目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
70.30%		-	70.30%	59.00%	62.42%	60.66%	-	
年度ごとの目標値		-	60%	60%	70%	70%		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成23年度においては、構造改革特区計画の認定件数は、目標値20件に対し22件と上回った。また、地方公共団体に対する調査においても、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合(以下、「フォローアップ調査結果」という。)は、目標値70%に対し、60.66%となった。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>認定件数については、当初の目標を上回り、フォローアップ調査結果については、概ね目標どおりの成果を挙げていることから、地方公共団体が実施する事業において、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化において一定の成果があったものと考えている。「フォローアップ調査結果」の目標が未達となった要因を挙げるとすれば、観光客数、宿泊者数及び交流人口の増加を目標としている地方公共団体が多かった中で、震災の影響や景気低迷などにより、観光客数が目標見込みを下回ったことなどによるものである。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>新規特例措置の一層の実現及び特例措置が一層活用されるような制度周知を図りながら、地方公共団体の意向を踏まえ、引き続き推進する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	放送大学教養学部教授(順天堂大学客員教授) 田城孝雄氏 より平成24年6月14日に以下のようなご意見を伺った。フォローアップ調査に関して現在実施している認定特区全体の集計だけでなく、特例措置ごとにアンケート結果を集計する等も含めると分野ごとの目標達成状況等が把握出来て良い。全国展開になった特例措置をもっとアピールする必要がある。折角いい事例であるので広く周知を望む。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○認定件数 <ul style="list-style-type: none"> ・認定された構造改革特別区域計画について(第26回~第28回)(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/ninteisinsei.html) ○フォローアップ調査結果 <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定地方公共団体に対して実施した「構造改革特区計画のフォローアップに関する調査」に基づく回答データ
---------------------------	---

担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 山田 総一郎	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	----------	--------	------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-20(政策5-施策③))

施策名	地域再生計画の認定〔政策5. 地域活性化の推進〕					
施策の概要	自主的かつ自立的な取組による地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定を行う。					
達成すべき目標	地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進することで、持続可能な地域の形成を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	54,019	44,195	35,130	29,392
		補正予算(b)	△ 2,786	△ 7,980	△ 6,200	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	51,233	36,215	28,930	
執行額(千円)	35,884	24,417	20,428			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)		
	「新成長戦略」について閣議決定	平成22年6月18日		これからの国の地域振興策はNPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。		

測定指標	地域再生計画の認定件数	基準値	実績値					目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
		100	—	100	256	134	58	—
	年度ごとの目標値			160	340	150	70	
	計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	基準値	実績値					目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
81.70		—	81.70	68.80	67.72	69.01	—	
年度ごとの目標値			80.00	80.00	70.00	70.00		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成23年度においては、地域再生計画の認定件数は目標値70件に対し58件と約83%の目標達成件数となった。また、地方公共団体に対する調査においても、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合(以下「フォローアップ調査結果」という。)が、概ね目標を達成する状況となった。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>○認定件数については、約83%の目標達成状況となり、フォローアップ調査結果については、概ね目標値を達成していることから、地方公共団体が実施する事業において、地域の再生及び地域の活性化において一定の成果があったものと考えている。</p> <p>○認定件数の目標が未達となった要因は、経済の低迷等による地方財政の悪化が少なからず起因していると考えられる。</p> <p>○フォローアップ調査結果による目標が未達となった要因は、用地取得の難航による事業の遅延、景気後退による雇用情勢の悪化、観光客数の減などによるものである。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>地域の自主的取組を総合的に支援するため、地方公共団体の意向を踏まえ、支援措置が一層活用されるよう制度周知等を図る。予算についても、行政事業レビューの指摘を踏まえ、引き続き予算の効率的な執行を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	放送大学教養学部教授(順天堂大学客員教授) 田城孝雄氏 より平成24年6月14日に以下のようなご意見を伺った。新成長戦略に基づく施策であるので、良い成果を期待している。それぞれの指定地域で得られた知見の一般化・普遍化への道筋も大事である。成功事例を各地域でも参考になるよう事例公表等早く展開してもらいたい。それが国全体の成長への底上げにもなる。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○認定件数 認定された地域再生計画について(第19~21回) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html ○フォローアップ調査結果 計画策定地方公共団体に対して実施した「地域再生計画のフォローアップに関する調査」に基づく回答データ(平成23年度調査(平成23年度数値))については平成24年5月中旬に集計完了予定)
---------------------------	--

担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 浦田 啓充	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	----------	--------	-----------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-21(政策5-施策④))

施策名	地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定〔政策5. 地域活性化の推進〕					
施策の概要	地域再生計画を基に、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う。					
達成すべき目標	地域の創意工夫や発想を起点にし、それを地方公共団体や国の的確に後押しできるような省庁横断的・施策横断的な観点の施策を内閣として推進し、地域活性化(地方再生)を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	144,608,000	103,389,000	62,000,000	61,900,000
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	870,482	▲ 11,885,731	9,375,428	
		合計(a+b+c)	145,478,482	91,503,269	71,375,428	
執行額(千円)	110,733,400	75,668,264	68,715,581			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)		
	「新成長戦略」について 閣議決定	平成22年6月18日		これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。		

測定指標	事業が完了した地方公共団体に対するアンケート調査で、「交付金の持つメリットを効果的に活用できた」と回答した割合	基準値	実績値					目標値
		23年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	年度ごとの目標値	70%	-	-	-	-	87%	70%

施策に関する評価結果	目標の達成状況	地方公共団体に対するアンケート調査において、交付金のメリットを「活用できた」又は「ある程度活用できた」と回答した割合が約87%となり、目標を達成した。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>○交付金のメリットを活用できた事例としては、全体の約4割の地方公共団体が「事業や年度を超えた弾力的な執行」と回答しているほか、「予算配分の調整」、「事務の効率化」、「事業実施の効率化」との回答が多い。</p> <p>また、今後もニーズに応じて交付金を活用したいと回答した地方公共団体が約9割となっており、本交付金制度が地方公共団体に評価されている。</p> <p>○交付金のメリットを活用できなかったと回答したのは9地方公共団体(うち2地方公共団体はメリットを活用できたにも回答)となっている。</p> <p>交付金のメリットが活用できなかった事例としては、「自治体の関係部局間の連携が図られず、事業実施の効率化等につながらなかった」、「年度間融通、施設間充当が、自治体内で調整がつかないこと等によりできなかった」などとなっている。</p> <p>「事業や年度を超えた弾力的な執行」等の交付金のメリットについては、地方公共団体によって活用状況に差が生じている。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>本交付金を活用して行う地域の自主的・自立的な取組がより総合的かつ効果的なものとなるよう、本交付金の制度、メリットの周知を図るとともに、地域再生計画及び本交付金の実施状況やその効果について適切にフォローアップを行う。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	放送大学教養学部教授(順天堂大学客員教授) 田城孝雄氏 より平成24年6月14日に以下のようなご意見を伺った。 地域再生基盤強化交付金は、別々の省庁所管の類似施設を組み合わせることで行う事業であり、効率的で良い手法である。地味な事業ではあるが、しっかりと継続してきており、効果も出ているわけだから、一般へも周知していくべきである。なんでも一括交付金化するのではなく、特定の目的に沿った予算については、目的別にしっかりと確保すべきである。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「特になし」
---------------------------	--------

担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 浦田 啓充	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	----------	--------	-----------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-22(政策5-施策⑤))

施策名	地域再生支援利子補給金の支給〔政策5. 地域活性化の推進〕					
施策の概要	地域再生計画を基に、事業実施者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で利子補給金を支給する。					
達成すべき目標	地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資が行われることによって、地域における雇用創出その他地域の再生に資することを目標とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	60,900	73,357	121,624	170,811
		補正予算(b)	0	0	△ 14,300	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	60,900	73,357	107,324	
執行額(千円)	25,303	66,006	94,650			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)		
	「新成長戦略」について 閣議決定		平成22年6月18日	これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。		

測定指標	地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資の融資額	基準値	実績値				目標値	
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
		20億円	—	20億円	48億円	65億円	110億円	—
	年度ごとの目標値			30億円	60億円	60億円	80億円	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成23年度の地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資の融資額は、目標の80億円を上回る110億円となった。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>平成23年度の地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資額は110億円と目標額を上回り、所期の目標は達成した。</p> <p>制度の浸透が図られ、支援策としての有用性が認知されたものと考えられる。</p> <p>なお、平成23年度の地域再生支援利子補給金の支援対象となる110億円の融資により、雇用効果(維持+新規)として総計2,639名が見込まれており(平成22年度は、融資額65億円による雇用効果の総計879名)、それに伴う利子補給金の支給は1年間で7,700万円(平成23年度融資額110億円×利子補給率0.7%)と、少ない経費で高い政策効果が期待できるものである。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>本制度がより有効に活用されるよう、引き続き取り組んでいく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	放送大学教養学部教授(順天堂大学客員教授) 田城孝雄氏 より平成24年6月14日に以下のようなご意見を伺った。 一昨年前の事後評価時に制度の周知が足りない旨を指摘して、その後制度の浸透が図られ実績が上がっていることは評価に値する。5年間利子補給金が支給される制度であるので、最初の貸付から5年間は利用促進をして新規貸付が増えると予算も必要となり、推進には予算確保も重要である。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地域再生支援利子補給金について(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/kankei.html)
---------------------------	--

担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 浦田 啓充	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	----------	--------	-----------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-23(政策5-施策⑥))

施策名	環境未来都市の推進〔政策5. 地域活性化の推進〕					
施策の概要	新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)の21の国家戦略プロジェクトの一つとして位置付けられた「環境未来都市」構想の実現を図る。					
達成すべき目標	選定した環境未来都市において、環境や超高齢化等の面で、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を創出するとともに、それらの国内外への普及展開を図ることを目標とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)			1,134,789	1,086,159
		補正予算(b)			0	
		繰越し等(c)			0	
		合計(a+b+c)			1,134,789	
執行額(千円)			578,043			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)(抄) 強みを活かす成長分野 Ⅰ. グリーン・イノベーションにおける国家戦略プロジェクト 2. 「環境未来都市」構想 未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を生み出し、国内外への普及展開を図る「環境未来都市」を創設する。</p> <p>○日本再生の基本戦略(平成23年度12月24日閣議決定)(抄) 4. 新成長戦略の実現加速と強化・再設計 ③持続可能で活力ある国土・地域の形成 ○「環境未来都市」構想の推進 環境、超高齢化対応等に関し、成功事例を創出し、国内外へ普及展開するとともに、社会経済システムイノベーションの実現を目指す環境未来都市への支援を行う。</p>					

測定指標	選定した環境未来都市が策定する計画のフォローアップの結果、「目標を上回っている」「目標どおり」に該当する評価の環境未来都市の割合	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		—	—	—	—	—	—	70%
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	環境未来都市の選定	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
—		—	—	—	—	11	—	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	選定する		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成23年12月に11都市を環境未来都市として選定し、現在、各都市で環境未来都市計画を作成中であり、平成24年度から各都市における目標に向けて具体的に取り組むものである。
	目標期間終了時点の総括	【今後の方向性】 環境未来都市に選定された各都市における目標に向けて、各都市の環境未来都市計画の策定及び事業の実施、関連予算による先端的な技術を複合的に用いる等の先導的モデル事業への支援や国内外への普及啓発を行うとともに、関連法律の活用によるより効果的な環境未来都市計画の取組の推進を実施する。

学識経験を有する者の知見の活用	放送大学教養学部教授(順天堂大学客員教授) 田城孝雄氏 より平成24年6月14日に以下のようなご意見を伺った。 新成長戦略に基づく施策であるので、良い成果を期待している。それぞれの指定地域で得られた知見の一般化・普遍化への道筋も大事である。成功事例を各地域でも参考になるよう事例公表等早く展開をしてもらいたい。それが国全体の成長への底上げにもなる。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 大滝 昌平	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	----------	--------	-----------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-24(政策5-施策⑦))

施策名	総合特区の推進〔政策5. 地域活性化の推進〕					
施策の概要	総合特別区域において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。					
達成すべき目標	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)			15,265,940	14,028,305
		補正予算(b)			△82,738	
		繰越し等(c)			△2,699,502	
		合計(a+b+c)			12,483,700	
執行額(千円)			2,604			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)(抄) これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。</p> <p>○日本再生の基本戦略(平成23年12月24日閣議決定)(抄) 地域における社会経済の活性化のため、多岐の分野で総合特区制度を活用しつつ、地域の創意工夫をいかした自立的な取組を進めていく。</p>					

測定指標	認定国際戦略総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均	基準値	実績値					目標値
		-	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度
		-	-	-	-	-	-	精査中
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	認定地域活性化総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均	基準値	実績値					目標値
		-	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度
-		-	-	-	-	-	精査中	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	総合特区の推進に当たっては、平成23年12月22日に33の地域について総合特別区域の指定を行い、平成24年3月9日に1回目の総合特別区域計画の内閣総理大臣認定を行ったところであり、平成24年度から各区域における目標に向けて具体的に取り組むものである。
	目標期間終了時点の総括	<p>【今後の方向性】</p> <p>総合特別区域の指定を行った区域については、目標達成に必要な規制緩和措置等のための「国と地方の協議会」でのサポートを行うほか、今後の申請に向けて引き続き制度周知を行う。</p> <p>予算は、制度説明会の会場借料等の庁費、評価に係る旅費等の事務費として使用した。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	放送大学教養学部教授(順天堂大学客員教授) 田城孝雄氏 より平成24年6月14日に以下のようなご意見を伺った。 新成長戦略に基づく施策であるので、良い成果を期待している。それぞれの指定地域で得られた知見の一般化・普遍化への道筋も大事である。成功事例を各地域でも参考になるよう事例公表等早く展開をしてもらいたい。それが国全体の成長への底上げにもなる。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>総合特別区域の第一次指定申請の結果について (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/sinsei/dai1/kekka.html)</p> <p>総合特別区域計画の認定について(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/index.html) ※該当部分は一覧中、「平成24年3月9日 総合特別区域計画の認定について」</p>
---------------------------	--

担当部局名	地域活性化推進室	作成責任者名	参事官 田尻 直人	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	----------	--------	-----------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-25(政策6-施策①))

施策名	地域主権改革に関する施策の推進[政策6. 地域主権改革の推進]					
施策の概要	地域主権改革に関する施策を推進する					
達成すべき目標	地域主権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施を推進する					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	—	—	479,876,528	675,439,128
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	—	—		
執行額(千円)	—	—				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>(1)地域主権戦略大綱(平成22年6月22日 閣議決定) 「地域主権戦略大綱は、地域主権改革の意義や理念等を踏まえ、憲法や国際条約との整合性にも配慮しつつ、地域主権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当面講ずべき法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の諸課題に関する取組方針を明らかにするものである。」</p> <p>(2)第180回国会における野田内閣総理大臣施政方針演説(平成24年1月23日) 「行政サービスを効率化し、国の行政の無駄削減を進めるためにも有効な地域主権改革を着実に具体化していきます。二十四年度予算では、補助金の一括交付金の総額を増やし、使い勝手を格段に良くします。また、国の出先機関の原則廃止に向けて、具体的な制度設計を進め、必要な法案を今国会に提出いたします。」</p>					

測定指標	法案等の内容の地方自治体への説明	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		23年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		実施	-	-	-	-	実施	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	実施	
	一括交付金(地域自主戦略交付金)の配分計画の策定及びその周知	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		23年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
実施		-	-	-	-	実施	-	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	実施		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	国会提出法案を始め地域主権改革の各課題について、法案の提出及び成立時期、並びに地域自主戦略交付金の交付限度額の通知等に際して、関係地方自治体に対して適時説明会等を開催したほか、地方自治体向けの相談窓口を設置するなどして、必要な情報提供や説明を適時行った。また、地域自主戦略交付金の導入に合わせ、地方の意見等を踏まえつつ、配分計画を策定し、適時説明会等において周知した。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】 今次の地域主権改革に関する施策に関連する事務を行う地方自治体に対して、適宜・適切な情報提供等を通じてその事務の円滑な遂行に寄与することで、地域主権改革に係る施策の実施を推進した。</p> <p>【今後の方向性】 引き続き、関係地方自治体に対し、適宜・適切に情報提供等を行い、地域主権改革を着実に前進させる。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	地域主権戦略室・地域自主戦略交付金業務室	作成責任者名	参事官 野村善史	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	----------------------	--------	----------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-26(政策7-施策①))

施策名	原子力研究開発利用の推進(原子力政策大綱)[政策7. 科学技術政策の推進]					
施策の概要	<p>原子力委員会は、原子力政策の民主的な運営等のため原子力基本法に基づき設置されている。原子力委員会では、我が国の原子力政策の基本方針である「原子力政策大綱」を平成17年10月に策定しており、その後は同大綱に基づく関係府省等の活動を適時にフォローアップするとともに、必要に応じて各分野の政策の基本方針を企画、審議している。</p> <p>原子力委員会における主要業務は以下のとおり。</p> <p>①有識者から成る会議による原子力政策の基本方針の企画審議 ②同方針に基づく原子力の研究、開発及び利用に関する施策の実施状況の点検・評価 ③国際機関での議論への参画や国際会議の開催による各国との政策協議の実施 ④原子力委員会の活動等に係る国内外への情報発信及び広聴活動の実施</p>					
達成すべき目標	安全の確保を大前提に、国民の理解を得つつ、原子力の研究、開発及び利用の推進すること等(詳細は「原子力政策大綱」第1章1-1を参照)					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	139,032	111,866	94,444	87,021
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	46,591	
		合計(a+b+c)	139,032	111,866	141,035	
執行額(千円)	96,018	422,206				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>・原子力委員会の「原子力政策大綱」に関する対処方針について(閣議決定)平成17年10月14日 「政府は、原子力委員会の『原子力政策大綱』(平成17年10月11日原子力委員会決定)を原子力政策に関する基本方針として尊重し、原子力の研究、開発及び利用を推進する。」</p>					

測定指標	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
原子力政策大綱に示している基本的考え方等のフォローアップ状況に関する評価	-	<p>施策の実施状況等を確認。 (原子力と国民・地域社会の共生、平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化)</p>	<p>施策の実施状況等を確認。 (放射性廃棄物の処理・処分、核融合研究開発)</p>	<p>施策の実施状況等を確認。 (分離変換技術に関する研究開発、エネルギー利用、原子力研究開発)</p>	<p>施策の実施状況等を確認。 (放射線利用、人材の育成・確保、原子力試験研究)</p>	<p>震災に伴う原子力発電所事故により、新しい原子力政策大綱の策定に向けた検討が継続中</p>	<p>施策の実施状況等を確認</p>
年度ごとの目標値		原子力委員会政策評価部会等による施策の実施状況の確認	原子力委員会政策評価部会等による施策の実施状況の確認	原子力委員会政策評価部会等による施策の実施状況の確認	原子力委員会政策評価部会等による施策の実施状況の確認	原子力委員会政策評価部会等による施策の実施状況の確認	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>これまでの原子力政策大綱に関する政策評価結果を踏まえ、新しい原子力政策大綱の作成に向けて、状況の把握、今後の施策の検討等を実施中。</p> <p>なお、平成23年度中には新しい大綱を作成する予定であったが、東電福島原発事故に伴い、検討が長引いている。また、原子力関係経費の見積もり等に際し、平成24年度予算は、東電福島原発事故を踏まえ、事故収束、除染、健康管理等に向けた施策を中心に行うよう基本方針を定め、関係省庁のヒアリング等を通じ、基本方針に沿ったものとなるよう意見を述べるとともに、その政府予算の内容について確認を行った。</p> <p>その他にもエネルギー・環境会議からの求めに応じて、原子力委員会において、今後の核燃料サイクルのあり方に関して、核燃料サイクル政策の選択肢をとりまとめたところ。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】 上記の通り。</p> <p>【今後の方向性】 現在、本年夏頃を目途に、新しい原子力政策大綱の策定を進めている。今後の原子力研究開発利用の推進に係る施策については、新大綱を踏まえてのものとなる見込み。</p> <p>また、核燃料サイクル政策を含むエネルギー政策については、エネルギー・環境会議を中心として、総合資源エネルギー調査会及び原子力委員会等が協力しつつ、議論が進められているところであり、本年夏頃には「革新的エネルギー・環境戦略」が策定されることとなっているほか、エネルギー基本計画の策定も予定されており、新大綱の策定についてはそれらの検討等も踏まえる必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)	作成責任者名	政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)付参事官(原子力担当)中村 雅人	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	-------------------------	--------	---	----------	---------